

春農発第1045号  
令和8年1月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

春日部市長

市町村名 (市町村コード)	春日部市 (11214)
地域名 (地域内農業集落名)	富多地域 (神間西、神間東、上吉妻、下吉妻、立野、榎、小平、柵)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月19日 (第6回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、半数以上が70歳以上と高齢化が進み、農業後継者も減少しているため遊休農地の増加が懸念される。耕作者の後継ぎや経営規模を拡大したい農業者も少ないため、現状の自作農業者による農地利用を維持をしつつ、地域内の意欲のある担い手の発掘や地域外からの担い手の参入など地域を支える農業者の確保が喫緊の課題である。今後は、農業者や集落営農組織の構成員の高齢化がさらに進むことが考えられることから地域を支える農業者の確保が急務となる。

神間地区は、田が約108.51ha、畑が15.89haであり、田の面積が多く水稻の作付けが多い地域である。また、道路が狭く、大型機械の通行が難しい現状があり、農地の集積・集約化や地域外経営体の参入などに向け区画の拡大と道路の拡幅が課題となっている。現在、埼玉型ほ場整備事業の実施を検討しており、調整を図っている。

柵地区は、田が約61.03ha、畑が約12.50haであり、田の面積が多く水稻の作付けが多い地域である。従来は個々の自作農業者により農地の維持をしていたが、近年は集落営農の組織化により、地区内農地を耕作する受け皿となっている。また、農地の拡大を希望する担い手はいるものの、集積のためには畦畔の除去等による区画拡大などの集約方法が課題となっている。

小平地区は、田が約59.20ha、畑が8.56haであり、田の面積が多く水稻の作付けが多い地域である。また、農地の集積・集約に向けて区画の拡大と道路の拡幅が課題であったが、地区の約6割の区域において埼玉型ほ場整備事業を実施し、これらの課題の解決に取り組んだ。

上吉妻地区は、田が約58.09ha、畑が5.58haであり、田の面積が多く水稻の作付けが多い地域である。個々の農業者による自作地が多い。上吉妻地区の田は区画面積が狭いため、作業の効率化や集積・集約化、担い手の誘致などのため区画の拡大が課題となっている。

下吉妻地区は、田が約43.02ha、畑が9.55haであり、田の面積が多く水稻の作付けが多い地域である。個々の農業者による自作地が多い。下吉妻地区の田は区画面積が狭いため、作業の効率化や集積・集約化、担い手の誘致などのため区画の拡大が課題となっている。

榎地区は、田が約39.79ha、畑が8.31haであり、田の面積が多く水稻の作付けが多い地域である。現在は自作農業者が多く、認定農業者との両者で農地の利用を維持している。地区内の大部分は区画整理によるほ場整備を実施し、農道の拡幅と用水のパイプライン化が完了している。

立野地区は、田が約54.50ha、畑が6.80haであり、田の面積が多く水稻の作付けが多い地域である。。現在は自作農業者が多く、認定農業者との両者で農地の利用を維持している。地区内の大部分は区画整理によるほ場整備を実施し、農道の拡幅と用水のパイプライン化が完了している

#### 【地域の基礎的データ】

農業者数: 224人(うち70歳以上145人、64.7%)、中心経営体数: 16人(うち地区内認定農業者11人、地域外認定農業者2人、基本水準到達者3人)

主な作物: 水稻、野菜

### (2) 地域における農業の将来の在り方

農地の出し手の確認及び農地の配分・再配分について、持続的な話し合いを行い、担い手へ農地の集積・集約化を図り、水稻と野菜を中心に引き続き農地を守っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	491.39 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	491.39 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域の農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

現在の自作農業者による農地利用を維持しつつ、各農業者の意向の変化に対応できるよう持続的な話し合いを行い、認定農業者や法人等へ農地の集積・集約化を段階的に進めて行く。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

集積・集約化を進めるにあたっては、積極的に農地中間管理機機構を通じた農地の貸借を促進していく。その際、担い手の経営規模の意向や所有者の貸付意向にも配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域内農地において、担い手の経営意向や、農地の集積・集約状況を踏まえ、地域の実情に沿った簡易な基盤整備を検討する。特に区画が小さく農道が狭いほ場では、農地の集積・集約化や担い手の参入に向けた課題を解決するため、埼玉型ほ場整備事業の活用を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内の担い手とその後継者の確保・育成をしていくとともに、近隣地域からの多様な経営体の参入調整も行い、地域内農業者の意向を踏まえながら、市及びJAと連携し担い手を確保する。特に、まとまった農地については地域外の法人参入も視野にいれ検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内の作業効率化や遊休農地の発生防止を図るため、適宜必要となる作業について農業支援サービス事業者等の作業委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

⑦耕作が出来なくなった農地の解消を図るため、農地の集積・集約化をするとともに、多面的機能支払交付金も活用し、農道や水路の管理の効率化も進めながら、農村環境の維持を図る。